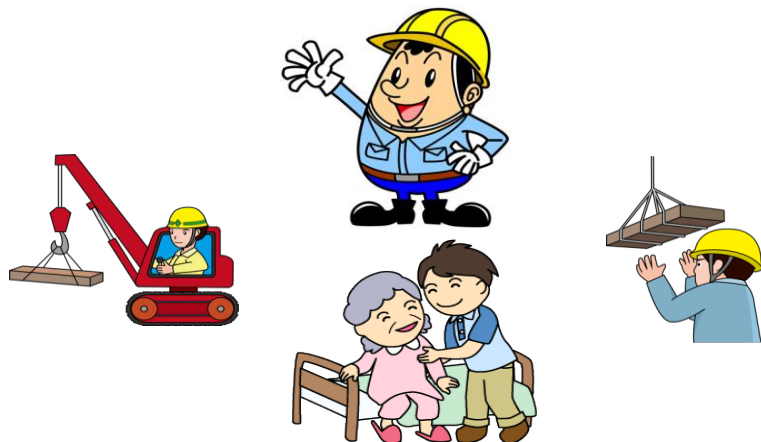


通年雇用へしっかりサポート

季節労働者の通年雇用対策



<事業所向け・季節労働者向けセミナー開催>

<現場で役立つ資格の取得支援>

<通年雇用に向けたアドバイス> <職場体験>

北海道は、積雪寒冷で厳しい気象条件のため、冬期間の産業活動に大きな制約を受けることから、季節的な業務に従事する季節労働者が約6万人おります。

その内、南檜山地域には、建設業などに約700人が季節労働者として働いております。景気回復の遅れや公共事業が縮減傾向にある中で、季節労働者を取り巻く環境は地域の重要な課題です。

このため江差・上ノ国・厚沢部・乙部・奥尻の自治体や檜山振興局、経済団体等が一体となって季節労働者の通年雇用化に取り組んでおります。

檜山振興局/南檜山地域通年雇用促進支援協議会

季節労働者資格取得支援事業

■季節労働者の通年雇用化を促進するため、季節労働者の教育訓練の資格取得経費を助成します。

■当協議会指定の教育訓練を受講し、試験合格(資格取得)した季節労働者の方に受講料等の10分の3(限度額10万円)を支給します。

①助成対象となる季節労働者

申請書を提出する日の属する年度又はその前年度に雇用保険の短期雇用特例求職者給付の受給資格者のうち、現に一般被保険者であるものを除いた者で、当協議会が指定した教育訓練の受講を承認した者としてします。

②助成対象教育訓練

下記資格は一部であるため詳細はお問い合わせください。

分野	季節労働者資格取得支援事業
建設・土木	2級電気工事施工管理技士、2級土木管理技士 等
運輸・通信	大型、大型特殊、けん引、普通2種、大型2種運転免許、車両系建設機械、小型移動式クレーン、玉掛 等
社会福祉	介護職員初任者研修 等
情報処理	パソコン2級検定

平成30年3月10日までに資格試験の合格が確認できる教育訓練であることが必要です(教育訓練の受講終了により、資格取得が確認できる場合も含む)。

③手続き

■助成を受けるためには、事前の相談及び受講希望する教育訓練(講座)の実施計画を協議会に提出し、承認を受けることが必要ことから、受講前に下記へ必ずお問い合わせください。

■助成を受領するためには、資格試験の合格(教育訓練の受講の終了による資格取得)から1ヶ月以内または平成30年3月16日までのいずれか早い日までに協議会へ助成を受け取るための申請が必要です。

お問い合わせ・申請先

〒043-8560 檜山郡江差町字中歌町193-1

南檜山地域通年雇用促進支援協議会

(事務局)江差町役場・産業振興課商工係内

(電話)0139-52-6717

(FAX)0139-52-0234

南檜山地域通年雇用促進支援協議会の主な事業活動です。

事業所向け事業

事業所向け通年雇用支援セミナー

■地域の通年雇用化のためには、地域の事業所の通年雇用化への理解や意欲喚起が不可欠ことから、建設協会や商工会、ハローワークと連携し、地域の事業所に対し、国の助成制度の説明や利用事例の紹介、経営多角化などによる通年雇用化の成功事例などの紹介を行うセミナーを開催します。

※セミナー開催前には、新聞折り込み等による周知広報をします。
(平成29年10月頃開催予定)

情報提供事業・季節労働者意識調査事業

■季節労働者を雇用している事業所へ新分野開拓から雇用に関することなどの各種支援制度を周知するため情報誌を配布いたします。

■季節労働者に関する意識調査や意欲・通年雇用化に資する資格等について調査を行い、協議会事業をより効率的に進めるうえで参考とするとともに今後の事業構築に役立てます。

相談員派遣事業

■季節労働者を雇用、または雇用を予定している事業所を対象に、通年雇用できる環境を整えるための対応策や国の助成制度の利用方法、経営相談等をアドバイスするため、社会保険労務士の派遣を行います。(1社2回まで 1年を通して募集します)

■各種助成制度を詳しく説明するため、セミナーを実施します。
(平成29年8月頃を予定)

事業所・季節労働者向け事業

職場体験実習事業

■季節労働者が通年雇用を希望するものの、未経験の職種に転職することをためらうケースがあることから、異業種の職場を体験し、不安の解消と仕事の適正を判断する取組です。実習者の希望と受入事業所の要望を踏まえプランを作成します。

■実習期間は受入事業所と実習者の意見を聞きながら1日～4日間で行います。(条件が整い次第実施します)

季節労働者向け事業

季節労働者向け通年雇用支援セミナー

■季節労働者の意欲啓発を促すとともに、今後の職業選択などについてアドバイスを行なうセミナーを実施します。

※セミナー開催前には、新聞折り込み等による周知広報をします。
(平成30年1月～3月頃開催予定)

建設機械系技能講習

■季節労働者の多様な技能習得を図るため、建設機械系技能講習事業を実施します。

①車輛系建設機械(整地、運搬、積込及び掘削用)運転 ②フォークリフト運転③玉掛け技能 ④小型移動式クレーン運転⑤ガス溶接運転技能講習 (各定員5人)

■講習の実施方法は、受講者が函館の講習機関へ通学し受講(通学に伴う経費は受講者の自己負担となります。)。受講料は協議会が全額助成します。

※受講者募集は、新聞折り込み等による周知広報をします。
(平成29年6月～平成30年3月の間に3回開催予定)

※裏面記載の資格取得支援事業と建設機械系技能講習事業の2事業は同時に利用することはできませんのでご注意ください(いずれか1事業のみの利用となります)。

事業主の皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

○季節労働者を雇用していない一般業種の皆さまにおかれましても、季節労働者の通年雇用に関してのご理解とご協力をお願いいたします。

～お問い合わせ先～ 〒043-8560檜山郡江差町字中歌193-1

南檜山地域通年雇用促進支援協議会

(事務局)江差町役場・産業振興課商工係内

(電話)0139-52-6717 (FAX)0139-52-0234

(HP)<http://www.minamihiyama-sunenkyou.net>